

平成30年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成30年9月13日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	散会	平成30年9月13日 午後2時19分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	欠	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	欠
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上 大 祐	子育て支援課長	大久保 敏 郎
	副市長	池 田 英 信	市民協働推進課長	筒 井 八重美
	教 育 長	杉 崎 士 郎	文化・スポーツ振興課長	小笠原 啓 介
	総務企画部長	辻 明 弘	福 祉 課 長	諸 井 和 広
	市民福祉部長	中 野 哲 也	農 林 課 長	横 田 泰 次
	産業建設部長	早 瀬 宏 範	うれしの温泉観光課長	井 上 元 昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大 島 洋二郎	うれしの茶振興課長	宮 田 誠 吾
	会計管理者 会計課長兼務	染 川 健 志	建設・新幹線課長	
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永 江 松 吾	環境下水道課長	太 田 長 寿
	財 政 課 長	三 根 竹 久	水 道 課 長	中 村 はるみ
	企画政策課長	池 田 幸 一	学校教育課長	徳 永 丞
	税務収納課長	小 池 和 彦	監査委員事務局長	
	市 民 課 長		農業委員会事務局長	
健康づくり課長		代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田 中 秀 則		

平成30年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成30年9月13日（月）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案の撤回について
議案第74号 嬉野市公の施設等の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第2 議案質疑
議案第73号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第2号））
議案第75号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第76号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第77号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について
議案第78号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
議案第79号 平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は山口虎太郎議員及び梶原睦也議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。本日より議案質疑が始まります。慎重なる議案質疑をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、日程第1．議案の撤回について議題といたします。

昨日、市長のほうより議案第74号 嬉野市公の施設等の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についての撤回について申し出がありました。

朗読を省略いたしまして、議案第74号の撤回理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

それでは、議案の撤回につきまして御説明を申し上げます。

先月、8月28日配付、そして9月3日に市議会に提出をさせていただきました案件のうち、議案第74号 嬉野市公の施設等の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、22本の条例を一括して改正する条例の制定として提案をしておりましたが、市民の皆様にもわかりやすくするため、条例ごとに一部改正議案として提案をし直したいということをごさいますして、嬉野市議会会議規則第18条第1項により、議案の撤回につきまして議会の承認をお願いするものでございます。議案につきましては、本会期中に改めて提案させていただきます。

以上、議案の撤回につきましての御説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政司君）

これで撤回理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号の撤回について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中政司君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号の撤回については承認することに決定いたしました。つきましては、お手元に配付しております本日の議事日程の日程第2. 議案質疑のうち、議案第74号を削除していただきますようお願いいたします。

それでは、日程第2. 議案質疑を行います。

今議会の議案質疑につきましては通告制といたします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定によりまして、同一議題について3回を超えることができない旨を規定しておりますので、御注意をいただきたいと思います。

それでは、議案第73号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第2号））の質疑を行います。

6ページの歳入について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、7ページから16ページまでの歳出についての質疑を行います。

歳出7ページの第2款. 総務費について質疑を行います。

7ページ、1項. 総務管理費、5目. 財産管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

それでは、15節. 工事請負費について質問させていただきます。

こちらは庁舎改修というので5万円の補正が計上されていますけれども、合同常任委員会のときは会議室の電話回線ということで御説明がありましたけれども、もう一度すみません、

詳細説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

庁舎改修の5万円について説明を申し上げます。

今回の豪雨災害によって、農林災害が多く発生しております。職員数も増加となりまして、今の事務室では手狭ということになりましたので、3階の3-1会議室を農林課の事務室として使用するということになりました。あそこの会議室が内線のみということでしたので、そこに外線を引き込むための工事費といたしまして5万円の計上をお願いしているところで

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。今回の災害に関しての特別な事務所を設けて電話回線をされるということですが、これは、まず予定としていつまででしょうかということと、あと、以前にもこのようなケースがございましたでしょうか。まず、そこ2点お尋ねします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

まず、1点目のいつまでということでございますけれども、とりあえず来年の3月までを見込んでおります。工事自体が3月までに終わらずに繰り越すということがあれば、若干延びる可能性もあると思っております。

以前もあったかという御質問ですが、合併してからはなかったのかなど。合併以前については承知をしていないところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

予定としては来年3月までで延びる可能性もあるということと、あと、以前には承知されていないということですね。

そして、もう一点お尋ねですが、例えば、終わった段階でこの回線はそのままにされるのか、もとの状態に戻されるのかというお尋ねです。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

回線につきましては、もとの状態に戻す予定でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで歳出7ページの第2款、総務費についての質疑を終わります。

次に、歳出8ページから9ページまでの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

初めに、8ページの1項、農業費、9目、農業農村整備費についての通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちらの公用車についてお尋ねいたします。

購入費の理由で、説明会ときには軽トラック2台分という御説明でしたけれども、現在は所管の分で何台ございますでしょうかという質問と、これまでも災害があったと思いますけれども、これまでは今までの所管の分の台数で足りていましたでしょうかという2点の質問をさせていただきます。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

申しわけございません、合同常任委員会で私は軽トラックと言ったんですね。軽のワゴンタイプの4輪駆動車でございます。その2台になります。今現在——今現在と申しますか、農林課が所有している公用車につきましては、普通のバンのタイプの乗用車で2台ございます。それと、軽トラックが林道の維持作業に使っておりますけれども、1台ございます。

それと、これまでの災害でという御質問ですけれども、ここ数年はことしほどの甚大な被害の災害はあっておりませんので、今まであった公用車で足りておりました。ただ以前、嬉野町時代、平成2年災のときは私もおりましたけれども、そのときも新たに公用車をふやして現地を回った覚えはございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

現在はバンの車が2台と軽トラックが1台ということですかね。それで今回、専決処分ですら軽ワゴン車を2台ということなんですけれども、専決処分にされて公用車を購入された。じゃ、すぐ購入はできましたでしょうかということと、あと、それまで、例えばほかの所管の

車を借用できなかったかということの2点、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

今回、専決で計上をしております部分につきましては、翌日から被災現場の確認、あるいは所有者の方とのお話とか、連日、現場に出て作業をしております。そういう中で、今回購入を予定しております、契約を8月にしております。すぐにうちのほうも欲しかったわけですが、車の製造のほうも災害等で部品の調達がちょっとおくらしているということで、納車はしております。

ほかの車を使うということですが、もちろん、先ほども申しますように翌日からそうやって現場に出ておりますので、今まであった集中管理車を利用して現場には回っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

購入ということについては8月下旬の契約という御答弁だったんですが、じゃ、もしそういうことであれば、例えばレンタルとか、リースとかではできなかったんでしょうか、最後に質問させていただきます。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

おっしゃるようにリースという方法もあるかと思いますが、見積もりを取った時点で、リース車であっても新車を用意しなければならないということで時間がかかる。それと、費用的にも、リース車でいけば2台分で年に90万円はかかるということでございました。そうやって計算をしてみれば、例えば今回購入する車を農林課のほうで2年間ぐらいその災害復旧事業で使った後にも、集中管理車のほうも更新の車両もあるということでお聞きしておりましたので、その後はそっちに充ててもいいかなということで、財政課とも協議をした結果、今回備品購入として計上をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、9ページの2項、林業費、2目、林業振興費について質疑の通告がありますので、

発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

おはようございます。それでは質問をいたします。

今回、13節、委託料で測量設計業務（農林地崩壊防止事業）これに計上されていますが、まず、委託料ということで、委託先がどこなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

測量設計業務の実績がある測量設計コンサルタント会社に委託をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、その委託先の選定、これに関してはどのようによされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まずもって、嬉野市のほうに指名願が出ている業者。それと、ここ数年で当市の委託業務を担った実績がある、そういう業者の中から選定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

これは随意契約等々の関係が発生するかとは思いますが、その辺の注意とか、そういうふうなところに関しては私もわからなかったもので、その辺に関しての今回の選定がそれに当てはまっていないのかどうか、そこだけは確認して終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

今回の災害で、当市の農地災害で177カ所ほどございました。他市町もお聞きしますと、佐賀市では3,000カ所ほどあると、唐津市さんでもそれと同等ぐらいの数があると。そういう中で、測量設計のコンサルタントにしましても、全て早い時期に依頼をされているということでお聞きをいたしました。

そういう中で、うちのほうもそういう情報を得ながらコンサルタントさんへ聞き取りをしていたところでございますけれども、今回もそういうどこの測量会社さんも手が回らないというような状況の中で、うちのほうも随意契約で緊急の必要により契約することができるという規則がございますので、そういうことを適用して随意契約をしているところであります。以上でございます。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出8ページから9ページまでの第6款、農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、歳出10ページの第8款、土木費について質疑を行います。

10ページ、4項、都市計画費、5目、公園費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、15節、工事請負費に関して質問をさせていただきます。

今回、給水制御盤等の改修、これは運動公園ということで説明を受けております。まず、給水制御盤、これはどのような仕組みになっているのか、御説明をいただきたいと思っております。

それともう一点、説明をしていただきたいということと、それがどういうことで故障したのか、その故障の原因というのが何なのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

まず、1点目の給水制御盤とはどのような仕組みになっているのかという御質問ですが、みゆき公園内の施設に水を配水するためのタンクがみゆき公園内の高台のところがございます。その貯水タンクの水位が下がれば、それを検知してみゆき公園内の下のほうからのポンプが作動して、そこの貯水タンクに水を入れるというような制御盤がございます。それが、この前の大雨によって下のポンプのあるところに水と土砂が流入したことによって故障したということをお聞きしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

もともと高台にタンクがあって、それを使ったら水位が下がると。水位が下がったときにくみ上げるという仕組みになっているということで、理解しました。

今回は、くみ上げるポンプのところが土砂の流入によって故障したということで理解してよろしいかと思いますが、これは今回、専決で急いで予算を計上されていらっしやったので、それがもともと9月の補正予算でもよかったのかなと私は個人的に思ったんですけれども、その早急に対応しなければいけなかったという背景がなぜだったのかということ再度お聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

早急に対応する必要があったという理由としましては、故障して修理するまでは、当然タンクの水位が下がればポンプを動かしてそのタンクにためる必要があるということになりますけれども、その作業を指定管理の職員が毎日そのタンクまで上って、水量を確認して減っていれば手動で水を送るという作業で対応をされておりましたけれども、夏場の暑い時期で、公園内の芝生に散水したりする必要があって、結構水を使う必要があったということで、9月の補正の成立と言えれば9月末ぐらいまでその毎日の作業が続くということで、なるべく早目に修理をしたほうがいいという判断のもとで専決処分をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。3回目ね。

○2番（諸上栄大君）

はい。そういうことで専決処分に対応していらっしやったと。では、今、現状としては稼働して、公園の管理の方も何もトラブルがないということで御理解しておってよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

修理のほうは済んで、通常の運転をしているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで歳出10ページの第8款、土木費についての質疑を終わります。

次に、歳出11ページの第9款、消防費について質疑を行います。

1項、消防費、5目、災害対策費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、御質問をさせていただきます。

19節の負担金、補助及び交付金に関して御質問いたします。

補助金に関して、平成30年7月豪雨災害土砂等撤去事業、これに関して計上されておりますが、まず1点目、これは資料をいただいたんですけど、周知の方法、これに関してはどのようにされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

周知の方法ということでございますが、まずこの補助金を創設した背景を言わせていただいて、周知の方法について御説明したいと思います。

西日本豪雨、非常に大雨でございましたので、早速、大雨の翌日、7月7日から各地区の行政嘱託員のほうにお願いいたしまして被害の状況調査を行っていただいております。今回、非常に多くの被害の報告がずっと上がってきておりまして、いろいろ土木とか農林の災害復旧事業等にも対応するものが増えております。

しかしながら、このような災害復旧の事業に該当しない里道とか水路等についても被害が数多く上がってきております。そのような里道とか水路等の法定外公共物などにつきまして所有者や管理者の責任等になってまいりますが、なかなか以前と生活様式等が非常に変わってきておりまして、地元等の対応が非常に難しい状況ということで、どうにかできないかなというような相談もお受けしておりまして、今回の補助制度を今度の災害に限り創設したところです。

そういった相談もあった中で、周知につきましては、こういった今回の補助事業等に該当するようなどころにつきましては、行政嘱託員さんに被害報告を受けておりますので、そういったところと直接お話をしております。ただ、全体は把握しておりませんので、全行政区につきましては、行政嘱託員さんに8月末にこの制度を周知する文書をお送りして、周知を行っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

8月末に行政嘱託員さんに通知を出して周知を行ったということで御説明をいただきまし

た。また、その経過に関しても説明をしていただきました。

それでは、現在何件、今現状として入っているのかということと、もう一つは、通告書にも書いてありますけれども、受け付け期間がいつまでであるのかということに関して、2点お聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

まず、件数でございますけれども、災害以降、相談は8地区のほうからお受けしております。それから、実際に申請を出されているのは、今現在まだ1つの地区になっております。

それから、いつまでという御質問ですけれども、これに関してはこの豪雨災害のみでの対応ということで期限を決めさせていただいておりますので、来年の3月31日まで、今年度中に事業が完了し、申請があったものということになっております。

○議長（田中政司君）

諸上議員。3回目よ。

○2番（諸上栄大君）

はい。8地区からの相談があって、現在1つの地区からの申請が上がったということで、受け付け期間に関しても今年度末、平成31年3月31日までということで、これは課長の説明の中でも、該当しない里道及び水路等々で予算を組んでいただいているという状況なので、非常に地域の人たちは助かられていると思いますので、やはり細部の皆さん方まで、例えば、地区によっては班長さんとかもひょっとすつき、知らんやった、そがんとのあったと、ということがなかごともう一回うまく広報をして、周知をしていただきたいと思います。その辺のお考えをいただいて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

今後の周知につきましてですけれども、一応8月末に文書をお配りしましたと言いましたけれども、その中にも説明等を加えております。行政嘱託員さんが地域の事情が一番お詳しいと思いますので、そこで取りまとめをしていただきたいと思います。

また、今後につきましても10月に行政嘱託委員会がございますので、そこにおいても一度制度のほうは周知していきたいと思っております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

先ほどの答弁で理解できましたので、取り下げます。よろしく申し上げます。

○議長（田中政司君）

これで歳出11ページの第9款、消防費についての質疑を終わります。

次に、歳出12ページから14ページまで、第10款、教育費について質疑を行います。

13ページの3項、中学校費、1目、学校管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

今回、塩田中学校の雨漏りで改修をするということで、2階のジョイントの部分から雨漏りがしたということでしたが、まだこれは建って何年もたっていないんですけど、このような場合、業者のほうに改修のほうのお願い等はなされたのか、要するに保証というふうな感じで。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

業者への保証期間ということでございますけれども、建設完了後2年間の瑕疵期間ということで契約にうたっておりますので、もう4年が経過いたしておりますので、業者のほうへ請求はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

2年ですか。今回、そしたら専決処分を急遽しなければならなかった事業なのか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

今の8月、9月、10月が、台風とか大雨の時期でありまして、雨漏り対策を早急にしなければならぬというふうな考えのもとに専決処分をお願いした次第でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

2年というのが、新築して2年で、要するにこういうふうな構造物に欠陥が出るというのは、私としてはちょっと考えられないと。私事なんですけど、私も新築して10年ほどたって雨漏りもしました。業者のほうで保証をしてくれました。今後、この2年というのをもう少しばらばら長めに、やはり子どもたちの安全を守る施設でもございますので、2年というのは自分としてはちょっと短過ぎますので、今後、これを機会に検討していただくようにできないのか、最後に質問します。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

私も正確な記憶じゃないんですが、この契約につきましては、たしか全国的に統一した契約を採用していることと思っております。そういうことで瑕疵期間が2年ということになっているのではないかと思っております。

ただ、私も経験上、アスファルトの防水とか屋上のシート防水をしたときは特別に5年とかいう保証をつけていただいたことも過去にはございますが、一般的に新築される建築物につきましては2年の瑕疵期間ということが一般的ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

それでは、次にサッカーゴールの件でお尋ねをいたします。

今回の豪雨は7月6日ですかね。その豪雨によってこのサッカーゴールが破損したとお伺いしましたが、ふだんはどのようなとめ方を。要するに、やっぱり動かないように。転倒したらやっぱり子どもたちに危険が生じると思いますので、ふだんはどのような感じで固定されているのかをお伺いします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

通常、普通の天気の場合は使用状態で、あとはくさびとといいますか、鉄でくいを打ちまして固定しているというふうな状態で使用いたしております。ただ、今回は台風が接近しているということで、既にわかっておりましたので、ゴールポスト自体を寝せて、伏せて置いたんですけれども、それにもかかわらず突風で回転して、その衝撃により破損したというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

7月6日の豪雨ではなくて、その前の台風7号やったですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、その強風で——一応倒していたということなんですけど、それが裏目に出たみたいな感になったわけですね。

そしたら、これを今回専決処分で補正を組まなければならなかった理由を最後にお尋ねします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

これにつきましては、サッカー部が毎日部活動で使用しておりまして、生徒に不便をかけたくないという思いから、専決処分のほうでお願いいたしました次第です。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内議員。3回目。

○7番（川内聖二君）

はい。最後に1つ。

このサッカーゴール、強固につくられていると思っているんですよね。あれが使用不可能になるほど破損したんですかね。もう最後です。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

はい。サッカーゴールは議員さんも御存じかと思うんですが、鉄でできております。信じられないとおっしゃる方もたくさんいらっしゃるかも知れませんが、伏せた状態で置いても回転したと。ごろんごろん回転して破損したという状況でございます。ネットもかなり粗いんですけれども、それ以上に突風が吹いたという判断でいたしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで歳出12ページから14ページまでの第10款、教育費についての質疑を終わります。次に、歳出15ページから16ページまで、第11款、災害復旧費について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

これで7ページから16ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第73号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第2号））についての質疑を終わります。

次に、議案第75号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第76号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第77号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第78号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

まず初めに、5ページの第3表 債務負担行為補正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

5ページの債務負担行為補正についてお尋ねします。

まず、こちらの会計年度任用職員とはどういう職員のことを指しますかというお尋ねと、あと、事業ということで、委託料で期間が30年度から31年度までとありますけれども、こちらの内容をお尋ねします。

それと、これは委託料とありますけれども、委託先をお尋ねします。3点お願いします。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

まず、1点目の会計年度任用職員とはということでございますが、これは、地方公務員法及び地方自治法が改正されて29年に公布されました。それから、32年の4月から施行されることとなっております。

この法律の改正内容としましては、一般職の会計年度任用職員制度が新しく創設されます。その内容としましては、非常勤職員等の任用、それから服務規律等の整備を図ることになります。

また、特別職の非常勤職員、それから臨時的任用職員の任用条件等につきましても規定がなされておりますので、その制度の移行に伴ってうちのほうの例規等の改正が必要になって

きますので、例規等の整備を行うこととなります。

その事業内容につきましてですが、この事業に関しましては、会計年度任用職員制度の運用方針等をまず定めていきます。それから、職員の研修を行い、方針等が決定した場合は、それに基づきましていろんな例規のサポートをしていただくこととなります。

そういうことで、職員ではできないような業務もございますので、その分を外部に委託して行うということとなります。

委託先につきましては、例規の整備が主になってきますが、そのようなうちのほうの例規の整備等を委託しております業者のほう詳しくなってくるので、その例規に詳しい業者、それからこういう制度に詳しい業者のほうと契約をしていくということとなります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ありがとうございます。非常勤職員の方とか、この任用に対しての例規に記載するための整備を行うための事業ということですけども、資料を私もネットで見ても、拝見したんですけども、嬉野市の場合では、この会計年度というのは三、四年前ぐらいからされていらっしゃるんですけども、こういうふうに会計年度任用として実際にされていらっしゃるところが県内のほかの自治体でありますでしょうかということが1点。

あと、この資料によりますと、改正によって会計年度職員について期末手当の支給が可能となるように給付に関する規定を整備するとありますけれども、こちらも導入の予定にはなるのでしょうか、そのお尋ねです。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

まず、今の市の状況ですけども、一般職の非常勤職員につきまして、この会計年度任用職員と似ているような制度ですけども、一般職の非常勤職員制度ということで27年度から導入しております。ただし、これが会計年度任用職員にそのまま置きかわるということではありません。まだ整備等が必要な部分がございます。

それで、先ほど言いましたように32年の4月から整備をされますので、県内の状況としましては、今、随時そういった制度とか例規とかを整備されて準備をされている状況で、今これを決定される場所はまだ聞いておりません。

それから、期末手当の分につきましては、地方自治法の一部改正によりましてそういう規定が設けられておりますので、市のほうもそういうふうな対応を行っていくということになります。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

次に、7ページから14ページの歳入について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、15ページから27ページまでの歳出についての質疑を行います。

歳出15ページの第2款、総務費について質疑を行います。

初めに、15ページ、1項、総務管理費、1目、一般管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちらの職員採用試験についてお尋ねします。

こちらは24万9,000円の補正が計上されておりますけれども、当初では75万3,000円が予算化されておりました。その中で、説明の中では、今回は外部の面接官の方を2人新しくということに計上されているということの御説明だったんですけれども、まず、現在何名の審査官がおられて、その中で内部の方もいらっしゃると思うんですけれども、その方の人数をお尋ねします。

それと、今回の補正が24万9,000円とありますけれども、これは、職員採用ということで今後採用試験をされると思いますけれども、回数としては、面接は何回ございますでしょうか、そのことをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

まず現在、補正前の予算でございますけれども、外部の面接官だけではなくて、いろんな試験、1次試験とか、適正試験などについて含めたところで75万3,000円という予算を組んでおりまして、その中で2名の方の外部面接官を予算化しております。

それから、今回2名を追加するということですが、面接官の人数等につきましては、まだ試験を行っておりませんので、ここでは答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

回数につきましても、まだ実施をしておりませんので、ここでは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。それで、説明の中ではこれまでは内部の面接官の方もおられましたけど、外部の方で——全て外部の方ということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

試験内容についてのお尋ねでございますので、ちょっとそこら辺は御勘弁いただきたいと
思います。（「失礼いたしました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次に、同じく1項、総務管理費、5目、財産管理費について質疑の通告がありますので、
順次発言を許可いたします。初めに、山口政人議員。

○13番（山口政人君）

まず、この寄附に至った経過をお尋ねしたい。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

寄附に至った経過ということでございますけれども、今現在その家屋には居住されてい
る方が誰もいないということで、今後も使用する見込みがないということで市のほうに寄附
をいただいたということです。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

この寄附については、何か条件あたりはございませんでしたか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

寄附を受けるに当たりまして、寄附申込書というのをいただいております。その中に寄附
の条件という欄がございますけれども、そこには空欄で提出をいただいております。

口頭でございますけれども、寄附をした折には市の振興のための利活用をいただけたらと
いうような申し出はされております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

それでは、負担つきではないというようなことですね。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

この寄附をいただいたかわりに、何かをつくってくださいとか、そういう負担つきの寄附ではございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

今回寄附をいただいて、市のほうで活用ができるということで大変ありがたく思っております。

そこでお尋ねをいたしますが、主要な事業の説明書の3ページ、下の説明書きのところで②一部公衆用道路に使用をするということで説明を受けたんですけど、ここの②の部分は登記としてはどのようになって、また、里道のほうに一部を使用するという事なんですけど、ここに関しては、登記と、また道路占用料を、利用されるるところから徴収されるのかをお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

まず1点目でございますけれども、ここの部分の登記はどうするのかという御質問ですけど、里道、駐車場前の市道、全て市の所有でございますので、分筆する必要はないものかと思っておりますけれども、道路として使用するということで、ここの道が袋小路みたいになって、通常の人余り通らないと。この先の地区の方から要望書というのが区長さんを通じて出ております。ここの寄附を受けたという情報を受けられて、入り口が2メートル弱しかないということで結構不便を来しているということで、その道路の拡幅をお願いできないだろうかという要望書が出ております。それに応える形で一部、この里道の幅員を広げるわけでございますけれども、ここを分筆して公衆用道路としたときの登記費用については、この地区のほうで見ていただくということで約束となっているところです。道路の占用料については多分発生しないのではないかと思いますけれども、ということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

地区のほうで公衆用道路を管理ですか、管理をしてもらう。要するに、ここを道路に寄附

をいただいて、ここを道路活用しますよね、奥に何軒いらっしゃるかちょっとわかりませんが、要するに工事費も発生しますよね。その辺もありますので、いや、ただ私としては、使用されてはいいんですけど、道路占用料が発生するのではないかなと思ってお伺いをしたんですけど。

○議長（田中政司君）

産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

道路の占用料が発生するかという御質問でございますけれども、あくまでも里道に付随をしたような、公衆用道路扱いになりますので、里道につきましての使用料等を頂戴しておるわけではございませんので、今のところ使用料を取るといふような考えはございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

今回このようにして、道路で全然、市の財政を使って工事費等がかからない場合は私としても何ともなかったんですけど、今回はっきり言って工事いただいて、そしてそこを解体するとか何からのお金がかかって、また道路にする場合は、そこを道路としての工事費がかかると思ったもので、その使用料がかからないというのがちょっと、道路占用料がかからないというのが、私としてはちょっと違うんじゃないかなと思ったもので、お伺いをしました。また後でお尋ねします。

○議長（田中政司君）

よかと、聞かんで。

○7番（川内聖二君）続

最後、はい。そのかからない理由を。

○議長（田中政司君）

産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほど財政課長が御答弁をいたしましたけれども、土地の分筆等に係る費用につきましては地元のほうで御負担をいただくというような申し出があつておるということでございますので、そういったものを勘案いたしまして、今のところそういう予定がないという答弁をしたところでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

この寄附を受ける物件に対してですけれども、そもそもこの土地及び建物、資産評価としてはどのくらいあるわけですかね。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

ここの部分の評価としましては、固定資産の評価額でいうと、土地のほうは390万円ほど、建物が230万円ぐらいの評価額となっております。ただ、固定資産の評価額ですので、実勢の土地については7割程度となっておりますので、0.7で割り返した場合は、土地のほうは560万円ぐらいで、建物はそのままの230万円。合計の790万円程度となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井議員。

○3番（諸井義人君）

ここのおうち、まだ結構、古くはないですよ。まだまだ使えるようなおうちになっているかとは思いますが、空き家じゃなくて、貸家とかなんとかの方法はなかったんでしょうか。解体してしまうというのも何かもったいないような感じがするんですけど。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

ここの建物につきましては、昭和52年築ですので、30年、40年ぐらいは経過しているのかと思いますけれども、今の体育館の駐車場もそんなに広くはないと。それと、歩道も途中で切れているということもございまして、市民の意向としましては、先ほど申しましたように、市の振興のために利活用をお願いしますということでございましたので、市がその分を貸家として活用等は考えてはおりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井議員、3回目。

○3番（諸井義人君）

この寄附受納に対して、何か基準があるのかどうかをお尋ねしたいんです。ちょっと言えば、私も跡継ぎがないので、今は家におるんですけれども、あと10年後、20年後、亡くなったとき、解体するのに700万円も800万円もかかって大変なので私も市に寄附しますと言っ

た場合、受け入れてくれるのかとか、そこら辺の基準がどうなっているのか、お尋ねしたい
と思います。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

寄附の受け入れの基準ということでございますけれども、明確な基準としては設けてはおり
ません。基本的には、寄附は受けない方針でございますけれども、このように活用ができる、
市として有効に活用ができる物件については検討をいたしまして受けると。その物件次第と
いうことになってくるかと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、同じく1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、順次
発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、御質問いたします。

今回、肥前さが幕末維新博覧会について予算計上がされております。主要な事業の説明書
のページが、1ページから2ページということですが……

○議長（田中政司君）

ちょっとその前に、この1と2と分かれとっですよね。

○2番（諸上栄大君）続

はい。

○議長（田中政司君）

これ聞き方として、1と2一緒ですか。それとも、1ば聞いて2を聞くという形になりま
すかね。

○2番（諸上栄大君）続

すみません、通して3回お願いします。

予算が上げてありますが、この主要な事業の説明書を見た中で、嬉野特産品PR販売、こ
れはうれしの温泉観光課のほうからなんですけれども、試食・試飲商品とは、どのようなも
のかということと、また、販売はどのような商品を考えているのかということをも1点目。

それと、うれしの茶のPRということで、これはうれしの茶振興課のほうなんですけれど
も、このことに関しては、逆に予算が計上されていない、何も予算が計上されていない状況
なんです、それがどうされるのかということを知りたいと思います。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、どのような特産品を試食、販売されるのかということなんですけれども、今計画をしておりますのは、お茶であったりお菓子であったりお酒ですね。嬉野にある特産品を中心に考えているところでございます。販売のほうについても、試食と同じように3種類程度を考えております。

お茶につきましては、予算上上がっておりませんが、観光課で試飲のほうについては計上をしておりますので、そちらの費用で対応したいと思っております。

販売のほうについては、今、お茶関係の事業者の方に事前協議をしております。今議会終了後、詳細な打ち合わせを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

うれしの茶のPRといたしましては、今、観光課長のほうからお答えがありましたけれども、うれしの茶の試飲、販売ですね。それともう一つ、ステージイベント、説明書の2ページのほうにありますけど、ステージイベントの出演団体が4団体とありますけれども、この中の1団体が、嬉野茶業青年会の皆様にその場でステージイベントをしていただくということでの謝金として2万円を計上しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、一応、観光の品目等々にはお茶も入っていて、それで、うれしの温泉観光課のほうと一緒にタイアップされたような形で予算計上したということと、うれしの茶振興課のほうはステージイベントをするに当たって、この出演者団体、これは文化・スポーツ振興課のほうとタイアップして予算を計上されていらっしゃるという理解でよかったですかね。わかりました。

それでは、これは今検討中ということでしたが、実際に来て、物販していただく業者さん云々、トータルで大体どれぐらいのお店の方とか、そういうふうなのを具体的にお考えがえられるのかどうか、その辺は持っていき方だと思いますけれども、その辺の兼ね合いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

出店していただく方については各団体のほうに、例えばお菓子であったらお菓子組合、お茶であったら県茶商さんとか青年部とか、お酒であったお酒の組合とか、そういった感じでの協力要請をしておりますので、まだ何店というのが確定していないような状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目の質問ですけれども、すみません、ちょっと一般質問のような形になってしまっ申しわけなかとですけど、せっかくこういう大きなイベントで嬉野市をアピールできるという状況なので、事前にこの期日も恐らくわかっていたかと思います。そういう中で、今までのああいう、お茶どうぞ、お茶どうぞ、お茶どうぞで終わってしまわんごと、実際に販売につなげて、それから嬉野のリピーターをつくるとか、あるいは、うれしの茶振興課さんはやっぱりチャオシルのPRをいかにして行って、いかにしてこの場で集客を考えるかというような、ただで宣伝ができると思いますので、そういうところまでしっかり検討していただきたいと思います。

そういう中で、やはり嬉野のPR、これは非常にできるどころじゃないかなと思っております。そういったところを切にお願いしたいと思いますけれども、最後に市長、その辺の考え方に関してお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言のとおり、嬉野市の絶好のPRの機会と捉えて今回の事業は取り組むべきものだろうというふうに思っておるところでございます。

お茶でありまして、幕末維新博ということであれば、このうれしの茶が明治、そして幕末の激動期に世界中に輸出をされて、そしてその財をもって日本の夜明けが導かれたというような物語性をもって、このお茶のPRも当たるべきだというふうに思っておりますし、11月25日ということでございますので、冬にかけて嬉野の観光のハイシーズンにも近づいているということでもありますので、さまざま観光資源を絡めながらPRをしてまいりたいという

ふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、諸井義人議員。委託料ですね、ふるさと応援寄附金支援業務。

○3番（諸井義人君）

ふるさと応援寄附金のためのワンストップ受け付け業務ということで1,500万円ほど補正を入れてありますけど、これは17億円ほどの予算組をしてあるわけですけれども、年度当初からこういうことを上げておいてもよかったんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

ふるさと応援寄附金、これにつきましては、ワンストップ特例申請、この受け付け業務というものがマイナンバー制度の導入によりまして事務が煩雑化をいたしまして、全国の多くの自治体で民間委託ができないか模索をされてきておりました。ようやく昨年度、一部の自治体でこの業務に関して民間委託をされております。当初予算編成時、これは11月なんですけれども、その時点におきましては、企画政策課のほうでは外部に委託することなく、何とか業務を遂行していこうということで考えておりました。ところが、予想を上回る寄附の申し込みがございまして、本来業務にも支障を来すという事態になりまして、繁忙期を迎えます11月ぐらいから民間委託ができないか、こういうのを模索しておったところ、この支援業務を導入した自治体の中で参考にできる自治体が出てきたことによりまして、この時期での計上となっております。ちょっと簡単に言いますと、民間側からいうと、この開発業務、システム等の開発が出てくるわけですけれども、この開発がまだ途中であったこと、それと市側においても、極力財政負担を少なく抑えたいと。効率のよい委託を結びたいというところから検討をしていたというところでこの時期の計上となっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸井議員。

○3番（諸井義人君）

寄附をする側からすると、ワンストップでいろんなことができるということは非常にいいことだと思います。

それで、一般質問のような形になると思いますけれども、最近、新聞紙上を毎日のようににぎわせてくれております、総務省からの再三再四にわたる催促を蹴って蹴ってというのじ

やないけれども、嬉野市も一〔発言〕—全国の12市町ということで公表をされております。それで、もっても嬉野市は今年度いっぱい5割というかな、3割を超える割合でいこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

10月末に1回見直しをするという市町村を集約して、総務省としては、かなり強行に最近出てきているわけですが、返答をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言の中で、今、・・・というところは、私は非常に不穏当な発言ではないかなというふうに考えております。私どもといたしましては、国の指導ということであれば従うということを常に申し上げておる中で、ただ、商品の確保について、業者には非常に無理をいただいている事情があります。その辺の事情を御説明しておりますが、その辺のところなかなか議論としてかみ合わない結果、強行にああいう形で公表されたということは、私としては非常に当惑をしておるところでございます。いわゆる・・・というふうな列せられる——〔発言取り消し〕——とは、私たちは一線を描いているというふうに思っております。全て地元産品で商品のラインナップは勝負をしているわけでありまして、若干の商品の割合については、その辺の比率的には3割というようなところは超えているわけでありまして、それが強制力を持った決まりであれば私どもは従うということは私どもは再三申し述べてきているところですので、その辺は、やはり商品の確保に努力をいただいた業者さんの関係等もございまして、今年度いっぱいというふうに思っておりますが、報道等であっているようなふるさと納税の措置をしないというような法改正がされた場合には、きちんと調達額3割という形で制度を運用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

諸井議員。

○3番（諸井義人君）

先ほどの話で、・・・と言ったのは取り消しをいたします。

それでは、嬉野市が観光立市を目指している中において、ああいうふうにな指しでされるとか、地元産品ばかりじゃなくて、昨日見ましたけれども、酒類等は地元品外が入っているという形で総務省の資料の中にも載っております。そういう形で、非常に嬉野市としてはイメージダウンをしているんじゃないかなとは思いますが。私の知り合いのほうから、嬉野市に寄附をしたいという申し入れがあったけど、嬉野市大丈夫かという形で問い合わせがありましたけれども、先ほど市長が言われたように、何とか大丈夫だからしてくれとは言いましたけれども、何か嬉野市のイメージがダウンしているんじゃないかと。それでもって、今後の交付税算定基礎には今のところならないけれども、交付税算定基礎であたのところは5億円も7億円もふるさと納税で稼いでもらっておるから落としますよというふうな話にはならないのかなということで、心配をしておるところです。よかったら御答弁をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

私の先ほどの答弁の中で、・・・の言及について不穏当な発言があったということですので、そこは取り消しをさせていただいて、そういった地元産品ではないものの扱いが非常に多いというような形で答弁を訂正させていただきたいというふうに思っております。

その上で、議員の御発言に対しての答弁をさせていただきたいというふうに思いますけれども、嬉野市のイメージダウンではないかというようなことであります。議員御指摘の酒類につきましても、肥前吉田焼といいちこのセットのことを指されているというふうに思っておりますけれども、肥前吉田焼は当然ながら私ども嬉野市の産物でもありますし、いいちこにおきましても、私どものお茶を使ったリキュール製造等、さまざまな形で嬉野市に御縁をいただいているわけでありまして、そういったところの何が主役かと言えば、当然私どもの地元が誇る肥前吉田焼のものだということを再三御説明しておりますけれども、なかなかそこについても御理解をいただけなかったのは残念なところでございます。

その中で、私どももイメージダウンということは本当に、実際そうになっているのかということとは検証が必要だとは思いますが、やはり私どもの事業のために一生懸命協力をいただいている事業者さんに対する誠意を尽くすということも大事だろうというふうに思っておりますので、今後そういった形で新しい制度のもとではしっかり適切にルールにのっとって運用をしていくということをやりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸井議員、補正予算の質疑からかなり外れていますので。（「すみませんでした」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私もふるさと応援寄附金支援業務についてお尋ねします。

主要な事業の説明書の4ページですけれども、ここの中で今回、ワンストップ特例申請書受付業務とありますけれども、この業務の内容をもう少し理解を深めたいと思って質問をさせていただきます。

こちらは、今現在の嬉野市はさとふるさんに委託していますけれども、今回のワンストップというのは、これまで市が直接受け付けをしていた分の業務を委託するということで理解しているのかなど。ちょっとなかなか理解が難しかったです、まずその業務の中をもう一回御説明いただきたいのと、今回の委託先をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

今回の委託業務、主な業務といたしましては、ワンストップ特例申請の受け付け処理、これと、受納証明書、寄附者が寄附をされたときの受納証明書ですね。この発送業務でございます。特に、ワンストップ特例申請の受け付け処理に関しましては、マイナンバー制度の導入によりまして、マイナンバーカードの写し、それから免許証など本人確認の添付書類、この確認が必要になってきております。それと、マイナンバーの入力作業、これが非常に膨大な業務となっているものでございます。

それから、委託先なんですけれども、こちらにつきましては、現在、嬉野市の条件に合う事業所を選定していく予定でございます。

この条件というのが、まず第一に、マイナンバーを取り扱いますので、セキュリティ面が非常に大事になってきますので、これがきちっと確保されているのか。

それからもう一つは、年間を通してよくあるのが、基本料金があって、それにいろんな業務がパッケージ型となって業務委託内容となっているものもございますけれども、嬉野市といたしましては、繁忙期のみ、大体11月から3月ぐらいまで、このあたりの件数に応じた委託業務が可能な業者、こういうのを選んでいきたいと今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ちょっと誤解して理解していたところがあったんですけれども、今回のワンストップというのは、先ほど言われました受け付けのときの受領書とかマイナンバーの整理とか、それは

全て嬉野市に寄附していただく方の、件数が何万件と言われてはいますが、その分の処理ということで理解していいんですか。わかりました。

そしたら、今回その処理の業務の分を委託ということなんですけれども、これまで繁忙期とかにまた臨時職員の方とか、時期的にちょっと職員さんを採用されていたと思うんですけれども、そちらの職員さんの分はどうなるんですか。例えば委託をされるということで、これまでずっと何年間か繁忙期に何カ月間か雇用をされていたと思うんですけれども、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

ふるさと応援寄附金の業務で、非常勤職員さん、それから臨時職員さん、これを雇用しておりますけれども、寄附金の額がどのくらいになるかも今のところわかりませんので、業務がどの程度それに応じて、比例してふえていくことになるのかつかめませんので、今のところ予算としてはそのままにしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

最後、増田議員。

○8番（増田朝子君）

そしたら、今年度は臨時職員の方とかをそのまま雇用という形ですけれども、この業務的にうまくいけば来年度からまた新しくその臨時職員の方が、来年の当初予算がまた変わるということで理解していいんですか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

当然、今回委託することでどのくらい軽減が図れるのか、そのあたりを見きわめた上で来年度予算に反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私は、肥前さが幕末維新博覧会事業の事業内容詳細及び予算の詳細についてということで、先ほど諸上議員の御答弁でもありましたので聞いておりましたが、何かぼやっとしている

など思いながら聞いていました。

その中で、もう一回事業の内容詳細及び予算の詳細について。

これは1つずつ、報償費の出演団体への謝金とか、あとは試食、試飲用の商品、湯豆腐の振る舞いとか、どういう方々が準備されているのか、そういうこと等も含めてお伺いしたいと思います。

それから、これまでこのイベントにリサーチを含めていかれたかということと、みやき町とか、有田町とか、基山町とか、実施されているところもあります。まずもって、この各市町のイベントの集客とか予算というものがわかる範囲でどうだったか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

まず、事業の内容についての御質問でございますけれども、まず、文化・スポーツ振興課としての担当でございますけれども、まず報償費になります。先ほどうれしの茶振興課長のほうからお話がありましたとおり、出演団体の謝金ということで2万円の4団体、こちらのほうを予定しております。ステージイベントということで、まず、嬉野市曲にちなんだ舞踊、それから伝統芸能の鉦浮立、それから嬉野高校のソングリーディング部、それから、お茶に関するステージイベント、お茶の青年部の方のステージイベントがありますので、その4つの方向でステージイベントを予定しているところでございます。

それに使用料及び賃借料というところで8万2,000円を計上しておりますけれども、演者さんたちの送迎に使うような形で大型バスの借り上げ1台を予定しているところでございます。

文化・スポーツ振興課としては以上です。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、観光関係の分について御説明をいたします。

観光関係につきましては、主要な事業の説明書のほうにも記載をしておりますけれども、まず、観光PRはもちろん行います。その分で、足湯を2基設置いたしまして、足湯体験をしていただこうと考えているところでございます。その中に、観光PRの中にはポスターを張ったりとかパンフレットを設置したりとか、あと、ゆつつら君の出演とかも今のところ計画をしているところでございます。

それと、特産品のPR販売ということで、先ほど御答弁いたしましたけれども、特産品の

お茶であったりお菓子であったりお酒であったり、そういったものの試食販売を計画しているところがございます。

それと、あと特産品といいますとやはり嬉野は温泉湯豆腐が特産品でございますので、こちらは無料の振る舞いを今計画しております。

先ほど、議員の御質問の中にどういった方というふうな御質問がありましたので、お答えします。

一応、湯豆腐の振る舞いにつきましては、通常と申しますか、うれしの温泉観光課のほうでイベントを開催しているときがございます。そういった中で、湯豆腐の提供といいますかお手伝いをしている業者が――業者というか、そういった方がいらっしゃいますので、その方をお願いをしようかということ考えているところがございます。

それと、私のほうからですけれども、あと、市町の日というのが今現在4市町、開催されています。20市町ですので、あと16市町が今後開催になると思っているところがございます。

費用がどれくらいかかっているのかというのは、すみません、細かい数字は今わかりませんが、各市町でイベントの内容とかPR内容が全然違ってきております。一概に同一的な費用をかけているというわけではなくて、少ない費用の中でやられているところももちろんありますし、例えば、市民の方を無料でバスで送迎されるということも予定をされているということでお聞きをしております。

そういったことがありますので、すみません、細かいところはわかりませんが、費用的にはそれぞれ各市町が違っているのかなと思っているところがございます。

以上です。（「集客が大体どれくらいあるのか。視察に行ったのか」と呼ぶ者あり）

すみません、お答えいたします。

集客については、私がその現地に行っていないというのもありますけれども、すみません、県のほうにも確認をしております。

鳥栖のときがものすごく雨のときということで、その影響かもわかりませんが余り、集客が少なかったというふうなことはお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

このイベントの総括的なことでお答えさせていただきたいと思います。

先ほどありましたように、肥前さが幕末維新博覧会において、佐賀県内の全市町がイベントを行うというふうになっておりまして、市としましてはPRをしたいということで考えましたところ複数の課にまたがるということでございまして、関係課を集めた実行委員会的なものを組織しまして調整を行っておるところでございます。

全体の実行委員会を今のところ1回開催しておりまして、会場の下見等についても行っております。

それから、今後につきましては、予算が議決いただければ詳細についてはまた実行委員会等で、全体的なことについては詰めていきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これは特別、県から予算の制限とかそういったものはないわけですよね。この35万4,000円が妥当なのかどうかちょっとわからないですけど、まずはリサーチしてみないとどうしようもないんじゃないかなと思うんですけど、リサーチしてどのくらいの集客があって、そこにどのくらいの予算を使うかという流れでいくんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺をちょっと、観光課長、お答えいただいてよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

できるだけ少ない予算の中で多くの集客を望みたいというのが基本的な考えだと思っております。どうしても本当にそれだけ、今の予算で多くの集客ができるのかというのは確かにありますけれども、事前にPR等も行いながら、嬉野市の市町の日が11月25日に開催されますよというふうな宣伝を県とともにしながら集客には努めていきたいと思っております。

あと1点ですけれども、たまたま11月25日に、さが農業「歴史・未来」展というのが同じ会場で開催を予定されております。そういったことで、集客については同時開催の部分がございますので、楽観視はしておりませんが、多くの方に集まっていただけのかなどは思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

3回目、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

そうですね、さが農業「歴史・未来」展があるということで、こういうこともあって、もうちょっと予算づけをしながらやってもよかったのかなと思っております。少額ながらも予算づけのイベントになりますので、やるからには他市町との違いを、圧倒的なパフォーマンスをもって、全市町、20市町出るということなので、せっかくやるんだったら圧倒的なパフォーマンスを見せつけるような感じのイベントにしてほしかったなと思っておりますので、この予算でやらなきゃいけないんでしょうけど、ぜひとも、できるだけそんな形でやってほしいなと

お願いして、最後に市長、御答弁をお願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えを申し上げたいというふうに思います。

当然、20市町の中で私ども嬉野市としても、資源という意味では一番持っているというふうに自負をしております。そういった意味では、幕末維新博に来ていただいた方に最大限PRできるよう、予算の枠の中で最大限努力をしまいたいと思いますし、当日は会場に私も足を運ぶ予定になっております。そういった中で、しっかりトップセールスを頑張りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、同じく1項、総務管理費、9目、地域振興事業費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、質問します。

19節、負担金、補助及び交付金に関してですけれども、今回、補助金でバリアフリーツアセンターのほうに計上をされております。

説明では、入浴支援用具という説明を受けております。浴槽内電動昇降機ということで、その購入費に充てられるということで説明を受けておりますが、現在使用されているその分に関して、これは何年に買って、今までの利用頻度、これがどれくらいあったのかということと、もう一点、保管はどこでどういう方法で、また、定期メンテナンス等はされていらっしまったのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

入浴支援の用具ということで、浴槽内電動昇降機というものになるんですけれども、その分は平成20年度に購入をしております。そして、10年近く経過をしているということになります。

あと、利用頻度についてなんですけれども、平成28年度が27件の62日間の貸し出し、29年度は、19件の43日間の貸し出し実績となっております。

保管方法については、ひとにやさしいまちづくり関係の事業を委託しておりますバリアフリーツアセンター内の事務所内ということになっております。

あと、定期的なメンテナンスということですが、その定期的なメンテナンスについては、特に業者とかに頼んでいるというわけではなくて、貸し出し前と貸し出し後に動作確認等をバリアフリースーツアーセンターの職員のほうで行っていたという現状です。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。これは、先ほど説明の中にもありましたように、浴槽内電動昇降機ということでお聞きしましたが、市内のホテル、旅館、全ての浴槽にきちんと該当、使用できる状況なのかというところはもちろん確認されていると思いますけれども、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

市内の旅館さん全部の浴槽に使用可能かということですが、そういうわけではございません。使用ができる浴槽もありますし、使用ができない浴槽等もあります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目です。

市内全部の旅館、ホテル等の浴槽には合致できなくて、できるところもあればできないところもあるという御説明でしたけれども、これは今回予算計上されていらっしゃるけれども、非常に難しいところですが、メンテナンス等々を踏まえて、今までの経過の中でも、購入という形じゃなくて、どこかの福祉業者さんとのレンタルの協定を結ばれて、それで——事前にわかる状況だと思うので、それで、利用者のニーズがあったときに貸し出せるというような状況の検討をされていなかったのかということと、もう一つは、もしそれができる場合だったら、1個だけじゃなくてバリエーションもふえると思うんですね。だから、使用できる旅館、ホテルも広がってくると思うので、そういうところの検討が今後必要になってくるかと思いますが——すみません、また一般質問のようになってしまいましたが——そういうところまで踏まえて、今後いろんなところでの利用ができるように考えていただけなかったのか。なぜ購入だけに頼っていたのかというところで聞いたかったのと、もう一つは、そういうレンタルとかそういう方法を今後検討されないのかというところを聞きたいと思います。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

購入ではなくてレンタル等の考えはなかったのかということだと思っておりますけれども、レンタル等を考えたときに、レンタルの金額等も一応うちのほうで確認をしております。そのレンタルした場合の月に係る経費等を考えたときと、購入して今までのところ10年間ほど使用をしておりましたので、その分の計算をしたところ、購入をしたほうがより活用ができるのではないかとということで、今回購入ということで予算計上をさせていただいているところ です。

あともう一つ、この前の合同常任委員会の際の説明が悪かったのかなとちょっと今思ったんですけれども、この入浴支援事業というのは、浴槽内電動昇降機を必ず全部使うわけではなくて、この入浴支援事業というのは、基本、ヘルパーさん2人を派遣して行う事業となっていますので、そのときに、これを使うときもあるし使わないときもございます。こういう入浴支援事業じゃない状態で個人で使うときもあられますので、自分一人では入れないようなときにこの器具を使って、旅館さんが借りに来られてそれを使って入ったり、家族が介助をするときの手助けになるような器具としてこれを、バリアフリースターセンターがひとにやさしいまちづくりの事業として持たれているということになりますので、必ずこの入浴支援事業で毎回毎回使うというわけではありません。2人のヘルパーさんの補助だけで入ることも可能ということですので、そこら辺の説明が少し不足をしていたのかなと思います。

あと、御紹介になるんですけれども、1人で入浴困難な、温泉に入ることが困難な方々、旅行自体を諦めていらっしゃった方々がこれを使うことで涙ながらに大変喜ばれている方もいらっしゃいますので、これは嬉野市のバリアフリーの観光を象徴する器具ではないかなと 考えて、今回購入の予算を提出させていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい、ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）

次に、同じく1項、総務管理費、14目、公会堂費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

公会堂費についてお尋ねをいたします。

暖房施設がちょっと、エアコンが壊れているので大型ストーブを借り受けての費用ということで事前に説明がっておりますけれども、さきの議会の中では、7月以降の予約申し込みを停止しますということでありました。だから、それについては以前に予約があっていた

のかなというふうに思います。耐震基準に満たないので危ないということがわかっている施設を貸し出すということは、もしやもしや、先日の北海道胆振東部地震並みの震度7ぐらいの地震があってそこで貸し出しを受けている人たちに危害があった場合は、賠償責任はどこにあるのかなと、どんなふうになるのかなと。保険だけではなくて、もっと賠償額がふえてくるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

賠償責任についてのお尋ねでございますけれども、耐震診断を行ったところ不適だという結果が出ております。それについて、耐震補強については努力義務ということになっております。これは法的拘束力はないんですけれども、補強も努力義務という位置づけになっているところでございますけれども、地震が起きた場合に、倒壊したときに人的被害が生じたとき。そういったときの賠償責任については、これまでの事例でいうと、今回のような震度7のような大規模な地震があった場合、公会堂の周りが倒壊した場合、同じように倒壊した場合はそれは不可抗力だということで賠償責任は発生しないということになっております。

前回の熊本地震のときが、嬉野の場合は震度4だったと思いますけれども、震度4のときは、倒壊する家屋は出ておりませんでしたけれども、そういった状況の中で公会堂が倒壊したということになれば、そういった賠償責任が発生するということのようにございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井議員、予算のほうに。

○3番（諸井義人君）

はい。予算は今回34万1,000円という補正をかけてありますけれども、わざわざ補正をかけなくて、リバティのほうへ移ってもらうというあれはなかったんでしょうか。そしたら、補正予算をかけなくて済んだんじゃないかなとは思いますが。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

リバティのほうへ移ることができるような行事であれば移っていただくことも可能なんですけれども、施設の利用申し込みが入っていた分については、どうしても利便性の面からして嬉野の公会堂のほうがいいという利用者の方の意見がございまして、その分についてはそのまま公会堂のほうで受けている状況でございます。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も公会堂の件でお尋ねします。

需用費の燃料費と暖房器具利用料が補正に上がっておりますけれども、私も今回誤解していたところもあって、耐震診断があって、9月いっぱいの使用と勘違いしていて、さきの6月議会で御説明があったときの議事録を見させていただきますと、今年度の予約が入っている分は使用しますということであったんですけれども、今回のこの補正はわかるんですけれども、今後のスケジュール的などころをもう一度御説明いただければと思います。

○議長（田中政司君）

スケジュールで……

○8番（増田朝子君）続

スケジュールというか、すみません。いつまで使用して、今後予約は受け付けませんということですが——使用が9月議会で廃止の条例を出しますとそのとき説明があつたんですけれども、説明のときにですね。と思っていますけど。

○議長（田中政司君）

よかですか、答弁できますか、そこら辺。市民福祉部長。

○市民福祉部長（中野哲也君）

お答えいたします。

公会堂がホールを利用する施設というふうなことで、従前は管理を財政課にお願いしておったというふうなこともありまして、今後の利用形態についてどうするかというふうな会議を持ちました。それで、耐震が非常に脆弱だと、耐震性がないというふうな判断が下ったので、どうしようというふうな協議をして、来年度の申し込みはとにかく受け付けないようにしないといけないというふうなことで、6月議会で、今後の予定として9月議会で公会堂の廃止を検討しますというふうな説明を確かに行いました。

今回こういった燃料費とかそういった補正もありましたので、同時に廃止条例を出すちょっと混乱をするのかなど。勘違いとかそういったことも考えられましたので、ちょっと延期をさせていただいて、12月には正式に皆様に御報告をしたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、年度内は使用をするということの方針で、4月以降については申し込みは、現時点でも受け付けはしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。その中で、今予約が入っている分は使用しますということですが、

大体年度内にあと何件ぐらいの予約とかが入っていますでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

申しわけございません。手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。
以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員、よかですか。増田議員、最後。

○8番（増田朝子君）

はい、最後です。

先ほど諸井議員が言われましたように、耐震でちょっとあれですので、3月までは使用されるということですが、件数と、あと予定されている使用の団体の方とか、これでもず賄えるかどうかなどというところもあるんですけども、それは積算されて計上されていると思うんですけども、大体冬場の予約とかもやっぱり——今言われましたけれども、わかりませんよね。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

昨年度についても空調が故障しておりまして、その昨年についてもブルーヒーターのほうでの対応をしていたしておりますので、その実績がございますので、予算的にはそれを参考にしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで歳出15ページの第2款、総務費についての質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

それでは、休憩前に引き続きまして議案質疑を続けます。

議案第78号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）を引き続き質疑いたします。

次に歳出16ページから17ページまでの第3款、民生費について質疑を行います。

16ページの1項、社会福祉費、3目、老人福祉費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それでは、質問させていただきます。

私の質問は、13節、委託料、高齢者生きがい活動促進事業の100万円でございます。

もう一度、この事業の詳細、一応、主要な説明書に説明がありますが、具体的にこの高齢者の何をされるところなのか、その辺のところも具体的な詳細説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

この高齢者生きがい活動促進事業でございますけれども、要介護者の包括的な支援、すなわち地域包括ケアシステムの推進に向けて、今、高齢者の自助、公助の取り組みによる介護予防や生きがいづくり等、生活支援サービスの提供体制の構築が急務となっていることは御存じだと思います。

その中で、この事業は平成25年度より始められた国の補助事業でございます。当初はどうか、25年度から29年度までは企業を退職した高齢者みずから健康づくりの活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービスの基盤ともなる活動を行う団体を立ち上げた場合に支援を行っていた補助事業でございます。

平成30年度から要綱が変わりまして、生活支援コーディネーターや共同体の活動により市民主体のサービスを提供する活動を行っているNPO法人とかへも活動支援の枠が広がっております。といったことで、今回、NPO法人の活動の支援に対して委託料という形で国の補助を受けるといった形の申請になっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

ありがとうございます。今、課長が答弁いただいた平成25年から29年、それから、今年度ですね、平成30年度から要綱が変わって、NPO法人のほうにも補助ができるということで理解いたしました。

実は私も以前、委員会の視察で高松市に行きましたが、高齢者の居場所づくり、これを視察に行きまして、今回のこの予算がそういう居場所づくりのあれだなということは私も思っていて、今回、NPOのほうにそういう委託料として出しておられますけど、高齢者自身が居場所づくりを、例えば、カラオケサークルとか囲碁クラブとか、グラウンドゴルフ、健康づくりですよね、そういうのを目的に各地域で10人とか15人の少数の団体で立ち上げる、そういう居場所をつくらうということで申請したら、この要綱の条件に当てはまるんですか。その

辺のところはどうなっているのでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

今回、要綱が変更されて、団体でもオーケーということですがけれども、個人での申請も多分大丈夫だというふうに考えております。

ただし、全国的なものですので、全国で30カ所から40カ所ぐらいの申請しか受け付けられないということがございますので、申請されてもなかなか申請が通りにくい状態にはなっているというふうには聞いております。

ただし、今回、団体では初めて申請ができるようになっておりますので、何とか申請が通ったということがございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それでは、これからもこのような居場所づくりに関しては市としても積極的にかかわっていかれるのかどうか、先ほど課長が申されましたけど、地域包括ケアシステム、そういういろんな健康づくりに対して関心が上がってきておりますけど、今後どのように考えておられるか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えします。

私どものほうでも、生活支援体制整備事業というのを28年度から実施しているわけなんですけれども、その中で中学校の校区別に3つの協議体をつくってございまして、その協議体ごとに協議して、それを全体でまた協議するという活動を行ってございまして、その中で居場所づくりとか買い物支援とか、そういうふうな協議を進めている段階でございます。

居場所づくりについても重要な施策でございますので、いろいろな団体の母体とか、地域ボランティアの募集なんかも含めて、活動を支援していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

引き続き19節。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それでは、次の質問に移らせていただきます。

19節の負担金、補助及び交付金で、今回、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に、これはスプリンクラーですよね、設置に補助金が出ておりますけど、以前からこういう補助金のあれが出ていたのは私もずっと見ておりますけど、まず、この施設を開設するときにスプリンクラーを設置するような、しなければならないという法はあるのかどうか。

それと、市内に福祉施設はいろいろございますけど、こういうスプリンクラーはほぼ全部設置されているのか、まだ未設置のところもあるのか、その辺のところがわかればお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えします。

スプリンクラーの設置は開設時に義務づけられているのではないかと、そういうふうな法令があるかどうかということで、まずお尋ねになったと思います。

平成25年2月に長崎市の認知症高齢者グループホームでの火災が発生しました。全国的に宿泊施設での火災が発生したことや、社会福祉施設等の多様化、複雑化を背景として、平成27年4月に消防用設備等の設置基準が改正されております。それまで施設の延べ床面積が275平米以上でスプリンクラーの設置が義務づけられておりましたが、改正によって、その床面積の要件にかかわらず、平成27年4月以降に新設する全ての施設にスプリンクラーの設置が義務づけられております。そういったことで、27年4月以降の新設の施設については全てスプリンクラー等の設置が義務づけられておりますので、新しい施設にはもうついているということでございます。

今回の補助対象となっている、私どもが補助している事業については、既存の施設、27年4月以前にできた施設について補助をしているということでございます。今回、2施設でございますけれども、今の市の他の施設の状況はということでございますけれども、ずっと補助をしておりまして、私どもが把握している施設については、市内の宅老所、有料老人ホーム、グループホーム等においては、ほぼ設備の設置が完了しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今、課長がほぼ設置が完了しているということは、まだ市が把握していない施設というのか、そういう施設もあるということですか。ほぼというのがちょっと気になったんですけど。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

ほぼという言い方がちょっといけなかったのかわかりませんが、こちらが把握している施設というのは全てですので、漏れというのはほとんど考えられないと思いますけれども、その施設全てが完了しているということでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで歳出16ページから17ページまでの第3款、民生費について質疑を終わります。

次に、歳出18ページから19ページまでの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

初めに、18ページの1項、農業費、3目、農業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、19節、負担金、補助及び交付金の中で、農村ビジネスサポート事業についてお伺いします。

主要な説明書では10ページになります。

こちらは資料もいただきましたけれども、まず新規事業ということで、さが農村ビジネスサポート事業ということの資料の中で農村ビジネス推進対策と農村ビジネス整備対策というのがございますけれども、こちらをまず説明をお願いしたいのと、あと、今回2件の採択があつてございますけれども、こちらの採択要件、それと、今回の事業ですけれども、継続事業なのか、3点お伺いします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

まずもって、この農村ビジネスサポート事業につきましては、農村ビジネス推進対策と整備対策と二通りございます。簡単に言えば、農村ビジネス推進対策につきましては、ソフト事業、いわゆるPR等を行うような事業となります。それと、もう一つの整備対策につきましては、ハード的な整備、工事等ですね、そういうものになるかと思えます。

それと、採択要件につきましては、今回、2つの団体が申請をされ採択になっておりますけれども、まず、農村ビジネス推進対策の中に4つ分類がございまして、今回、加杭の茶業組合さんが申請をされているのは6次産業化対策でございます。採択要件といたしましては、対象者は農林業者、あるいは農林業を営む法人、あるいは2戸以上の農林業者の組織する団

体等となっております。対象となる経費につきましては、みずからが生産した、または地域で生産された農産物、あるいは林産物を使用して、新たな加工品開発や販路開拓を行うために必要な経費となっております。補助率としては、2分の1以内、50万円を上限とされております。

それと、もう一つの農村ビジネス整備対策に、今回、吉田の農特産物販売所が申請をされ、交付決定になっておりますけれども、この整備対策につきましても4つの分類がございまして、その中で6次産業化関連設備等の整備を申請されております。

この採択要件の対象者につきましては、農林業者、あるいは農林業を営む法人、2戸以上の農林業者で組織する団体等となっております。対象となる経費につきましては、農林産物の新たな加工品開発に取り組むために必要な経費となっております。補助率としましては2分の1以内でございますけれども、こちらについてはハード整備でございますので、金額は500万円を上限とされております。

それと、これは継続事業なのかということでもございましたけれども、この事業につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年の事業計画として県が行われております。ただ、今回、市としては新規でこういう制度をつくりましたので、新規事業として計上をしております。

それと、継続という意味としましては、今後、県へ申請をされて、その対象者が県のほうで採択になられて、その後、うちのほうにそういう情報があれば、それとうちのほうに申請をされれば、また、そのときそのときで予算は計上していかなければならないかと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ありがとうございます。今の御答弁の中では、ちょっと確認なんですけれども、申請は県に真っすぐされるということよろしいですかね。

それとあと、この事業のことを知って、法人の方などが真っすぐ県に申請をして採択されたら、また市に予算組みをしていただくということよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

ただいまの御質問のように、そもそもは県の直接採択事業でございます。それに、今回から市が上乘せして補助をしていきたいというところで新規で上げておりますので、今後、県のほうへ申請をされれば、県のほうからの情報をいただいて、採択になれば、そういうことでその事業者さんにお声がけをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。じゃ、今回採択された2事業所の方は、こういう事業があるということを御存じで、真っすぐ県に申請されてということですね。

そしたら、例えば、市としてはこういう事業がありますよという広報的とか、そういうのはされていらっしゃるのでしょうか。事業の紹介とか、市内にお知らせとか、そこまでお尋ねします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

ただいまの御質問につきましては、市の事業としては、今回、新たに制度を設けて予算化をしております。というところで、今回も以前から、平成28年度から事業はあっておりますので、それはうちのほうに相談等があれば、このビジネスサポートセンターの中にコーディネーター、あるいはプランナーがいらっしゃいますので、そういうことで御紹介はしておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

大体今の質問の内容で理解できましたけど、1点だけお伺いいたします。

今回、2カ所申請がされておりますが、このほかにも申請があつて、今回この2つが採択されたのか、その辺のところはどうでしょう、ほかにもあつたのか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

県内という意味でしょうか、市内でという……（「市内で」と呼ぶ者あり）お答えいたしますけど、市内ではこの2件だと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

私はこの分の2項目を出しておりますので、先に備品購入費から質問していいでしょうか。

○議長（田中政司君）

別々ということですかね。備品購入費と負担金を別々ということですね。

○12番（山下芳郎君）続

ええ、備品購入費と負担金と、また別ですね、それぞれ。

それじゃ、先に備品購入費から確認をさせていただきます。

この分は合同常任委員会の際に説明をお聞きしましたんですが、その中で一応上げていますけれども、まず、この対象地区について、市で指定するものか、それとも市内の関係者に周知を図られるのか。

それと、この実施年度が本年度となっておりますけれども、継続事業となるのか、まず、その分を先にお聞きします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

対象地区につきましては、合同常任委員会の折に御説明をいたしましたけれども、そもそも今年度、30年度の要望として、鹿島・藤津地区の広域対策協議会の鳥獣対策のほうで今寺地区が要望されておられました。そのほかにはおられませんでした。そういう中で、その協議会への今年度予算の内示が34%という低率な内示となっております。そういうことでもありますし、また、県、国のほうから若干内容を変えた今回のこの事業の予算がふんだんにあるということで、そちらに乗りかえないかという御相談がございまして、それを要望されていた今寺地区とお話をして、今回計上したところでございます。ですから、ほかに要望地区はございませんでしたので、呼びかけはいたしておりません。

実施年度といたしましては、要望があったのが今回、今寺地区だけでございましたので、来年度、また要望を募って、この事業はハードルが高くて、成果として、例えば、売り上げの10%アップ、あるいは経費の10%削減というような条件がございまして、そこをクリアできないといけませんので、この事業がいいのか、あるいは今までやっている鹿島・藤津地区の協議会でいく事業がいいのか、そこは要望される団体等が御判断をされて、こちらの今回計上している事業がいいというところであれば、また継続として要望はしていかなければならないかと思っております。

以上でございます。（「年度は、継続」と呼ぶ者あり）

要望があって、この事業でいくということであれば継続となるかと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

県単独事業の中で、この制度がいいですよということで打診をされて、その地区が手を挙げられたということでもあります。これが本当に有利な100%の補助でありますので、どこでも有害鳥獣で困っているエリアがありますから、この分については広く声をかけながら、該当地区の方々に、それは一つの予算もありますから、選択でしょうけれども、次年度からそうしていただきたいと思っています。

ただ、この制度として、平成30年度からということではありますが、制度がどんどん変わっていく面もあるんでしょうけれども、何年で終わるということはあるのか、ないのか、確認をいたします。

それと、そのエリアが、例えば、農地・水、一番しょっぱななんかは、そのエリア内が耕作放棄地だったら該当しませんというのがありましたので、そのかわりその分を関係者が全部、耕作放棄地にならないようにしてくださいという条件があったんですが、これについては、エリアとしてはどのエリアということはないわけですね。あくまでもワイヤーメッシュだから、一方的に線を引いたような形でありますから、面積エリアとしては該当しないんですかね。今寺区という自治区はあったにしても、その対象の畑なり、そういった分があるのかどうなのか、確認をしたいと思っています。その分、2点確認します。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず、後段の対象エリアといたしましては、そこは事業計画をつくる際に、そのエリア、面積が出てまいりますので、今寺地区ならどこでもいいというものではございません。そのエリアを指定して、その中で今回計画をされておるのは、米、麦の作付をするような地区ですね、エリアで、その中で所得、収量が10%アップ、あるいは経費の10%削減というような目標を掲げて、そういう計画をされております。

それと、先ほど県単と議員おっしゃられましたけど、これは国庫補助事業でございます。100%国庫補助事業でございます。

この事業期間としては、今のところ5年間ぐらいではないかと思っておりますけど、その最終年度がいつまでというのが、今ちょっと資料を持ち合わせておりません。すみません。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

これは3キロという非常に長いというか、面積なり長いんですけれども、この分は敷設としては地元が皆さんでなさって、当然、個人でするときも、こういう補助をもらったときは

確認があるんですけれども、それもなさるんですね。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

ただいまの御質問につきましては、先ほども申しますようにあくまで国庫補助事業でございまして、会計検査もございます。というところで、それは市の単独事業も一緒ですけども、もちろん県も同席して確認をしていくと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

続けて19節をお願いします。山下議員。

○12番（山下芳郎君）

じゃ、19節のほうの負担金、補助及び交付金の件ですけども、この分が県単の事業となっております。2つの事業がハード、ソフトとありますけれども、先ほどの質問で大体理解をいたしました。ハード、ソフトも10%補助となっておりますけれども、今よくありますのは、ハードが非常に厳しくて、ソフトが範囲が広いというのが今まであったんでしょうけれども、これは10%、10%になってはいますが、その分の確認と、今までこの制度はありましたよと、しかし、今回、県を通じて申請があったので、今年度から新規として入っているということで聞いております。この主要事業の中で一定の補助を行うということは、これは割合として見ていいのか、この補助額、いろんな制限があるんでしょうけれども、この割合のまま、ハードもソフトも全て10%の一定なのか、確認をしたいと思っております。

それとあと、年度ですけども、これにつきましては、これを起点にしながら、ほかにも申請されるところがあったら複数事業あってもいいのか、それとも一自治体で制限があるのか、確認します。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず、1点目の一定の補助と書いておりますのは、交付要綱の中に、先ほど御説明いたしましたように、推進対策の県の補助も上限が50万円、もう一つの整備対策はその10倍の500万円という、事業的に規模が全然違います。というところで、基本10%、うちの市の補助も10%としておりますけれども、そこにも上限を設けておりまして、推進対策には10万円を上限、整備対策には100万円を上限としておるところであります。

それと、基本的に一事業主体当たりということで交付要綱にはうたっておりますので、一つの事業の申請というところで捉えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

これから、こういった6次産業に向けてというのは非常に生産者を含めてありがたい話です。これも含めて、周知を含めて次年度からお願いしたいと思うんですが、その中で一部、茶生産者あたりになりますと、こういった加工を使いながら、新しいリーフだけじゃなしに、粉末なりというのが声が上がっているんですね。それを次年度、これはまだ不確かな部分があるんでしょうけれども、例えば、嬉茶楽館なり、チャオシルなり、一つの指定管理とかなんかで上げた場合、この該当になるのかどうか、お願いします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

ただいまの御質問につきましては、先ほど採択要件の中に対象者として御説明をいたしましたように、農林業者、個人でも構いませんし、農林業を営む法人、あるいは2戸以上の農林業者も大丈夫かと思いますので、議員はどこら辺を対象と考えていらっしゃるのか、ちょっとよくわかりませんが、そういう中で採択要件に合えば大丈夫かと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、同じく1項、農業費、10目、うれしの茶交流館費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、15節、工事請負費に関して御質問します。

雨水処理の計上がされていますが、今回の雨水処理工事に関しては、雨水処理箇所の増設になるのか、また、これは施工設計段階において大雨時の水の浸入、こういったものは予測できなかったのか、この2点に関してお願いします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、雨水処理の増設になるのかという御質問ですけれども、まず、交流館の敷地内の雨水排水設備につきましては、本体工事のときに行っております。今回の雨水処理工事につきましては、観光茶園の石垣上部に大雨時に雨水が浸入した対策ということでありますので、雨水処理の追加工事ということで今現在考えております。

あと2番目の、大雨時の水の浸入などの予測はできなかったかということでございますけれども、今回、交流館には大雨で床下浸入をしておりますが、その主な原因といたしましては、観光茶園上部の既存の水路からあふれてきた水が観光茶園を乗り越えて、建物南側テラスに落ち込み、テラスの側溝に入り切れずにあふれた水が南側引き戸のすき間から浸入しており、このことが主な原因と思われまます。

既存水路については、今回の豪雨により塩田川からの用水の流入と裏山からの流入が重なってあふれたもので、設計段階では今回のような擁壁を越えて雨水が浸入してくるというような状況は確認できなかったことですから、通常的设计手順どおりに敷地内における降水量に対して排水設備の設計を行っております。したがって、設計及び工事の段階では予測し得なかったということで考えております。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、今回被災を受けて、この施工業者、設計業者等々と何らかの協議、会議等々はされたのかどうか、お聞きします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、この工事につきましては、外構工事につきましても設計を委託しております。その設計業者につきまして、今申しましたような設計の条件、そういうことについて打ち合わせをしております。

あとまた、今後の方策についても一応その設計業者とは打ち合わせを行っているところでございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

チャオシルは4月開設で、まだ半年ぐらいしかたっていないんですけれども、これを設計業者等との費用折半とか、保険とか、そういうふうなもので対応できなかったものなのか、そこをちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今回の原因というのが、先ほど課長が答弁をいたしましたように、チャオシルの山手のほうに農業茶園があります。その裏に山があるわけですが、その山裾には用水路が入っております。その用水路が里道を横断して入っているんですけれども、その水路に枯れ草が詰まっています、その用水路が吐ききれなかったというのが重立った原因でございます。

そういった意味では、農業茶園につきましては、泥ですので、基本的には雨水は浸透するというような考え方もございますので、今回につきましては、設計施工等が原因というものではないということでの認識でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

ほとんど同じような質問でした。今後、要望として、先ほど諸上議員も言われたように、つくってからすぐこういうふうな再工事をしなければいけないような甘い見込みじゃなくて、もう少し慎重に見込みをしていただいて、想定外のことも今からは多分にあるんだということで設計施工してもらいたいという要望をして終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

確かに、開園してまだ2カ月程度ということでの被災になっておりますので、今後このような公共施設をつくる場合につきましては、やはり全体的に考えて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も、このチャオシルの質問なんですけれども、先に12節の役務費でいいですかね。手数料のチャオシル観光情報発信事業でお尋ねします。

主要な説明書で13ページなんですけど、説明の中では体験仲介手数料ということで、インターネット受け付けをということで説明があったんですけど、もうちょっと内容の説明と、その手数料を仲介される場所をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

仲介手数料の詳細ということでございますけれども、このサイトは「a s o v i e w ! (アソビュー)」というサイトになります。

内容ですけれども、近年、観光客が増加している中で、お客様が自分で情報を集め予約を行う人が増加しており、観光施設からの情報発信が必要不可欠となるため、チャオシルで実施する体験の情報をインターネット情報サイト、アソビューに掲載し集客を狙うものであり、この情報サイトを活用して体験された体験料の10.8%を手数料として支払うものでございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

仲介がアソビューというところということと、手数料が11.8%と（「10.8%です」と呼ぶ者あり）すみません、10.8%ということですけど、現在は直接に体験の申し込みを受けていらっしゃるということで確認させてもらっていいですか。

それと、この12万7,000円の手数料ですけれども、これは例えば、今回、期間が今年度の10月からとか、その期間をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、体験の種類ですけれども、今うちが予定しているのがお茶の淹れ方教室と茶染めの体験を予定しております。2つですね。その内訳ですけれども、一応、お茶の淹れ方につきまして、対象者が900人の300円、体験料が300円ですね、この10.8%で2万9,160円。あと、茶染め体験につきまして、対象者を600人で体験料が1,500円で、10.8%で9万7,200円ということで予定をしております。今議会で議決していただければ、10月からの予定といたしております。（「それはわかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。次の工事請負費でどうぞ。増田議員。

○8番（増田朝子君）

では、工事請負費でお尋ねします。

こちらは先ほどの諸上議員と諸井議員の質問で大体わかりました。でも、私もその災害があったときに、何日か後に行ったときに、ちょうど茶室のところの畳を上げておられたりとかを拝見してきました。本当に両議員おっしゃられるように、できたばかりのところですぐ洪水災害に遭って、せっかく新しいところがそんなふうには被害を受けて、今後、本当はない

ようにしていただきたいなと思います。

それでは、次に看板設置でお尋ねします。

看板設置50万9,000円とありますけれども、まず、こちらの看板の大きさはどのくらいでしょうかということと、どこに設置されますでしょうか。

それと、それも含めて、チャオシルに関しての看板の数をお伺いします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、看板の大きさということでございますけれども、今予定しておりますのが、国道から見まして交流館の一番手前の、国道を一番見渡せる手前のフェンスの上に、わかるように横看板で計画しております。その大きさが、横幅が6メートルで縦幅が1メートル、高さを1メートル20センチ上げて、その上に1メートルと6メートルの看板を一番目立つ位置につけたいと考えております。

チャオシルの看板の数ですけれども、今現在、正面玄関の入り口のところに立て看板を1つつけております。それと、国道から入るところ、国道の歩道のところにチャオシルの看板をつけて、今、2つを設置しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

今回は、そのフェンスのところに高さを1.2メートル上げて、6メートル掛ける1メートルの看板をつくられるということですが、そして、現在は入り口のところと国道のところ（「国道の歩道のところ」と呼ぶ者あり）普通は緑と青色のあれですよ。なかなかちょっと入り口も、デザイン的にはいいと思うんですけど、ちょっと見えにくいなというところもあって、例えば、以前も質問があったかと思うんですけど、今回はフェンスに大きな看板ということですが、もっと手前に、まちの入り口とか、高速のところとか、もう少し大きな看板もあっていいんじゃないかと思っておりますけれども、今後、看板に対しての計画はございますか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

確かにインターから出てきて、交流館のところまでの看板につきましては今のところない

状況でございますけれども、やはり嬉野市もいろいろな公共施設がございます。そういうところも含めた形で、インターからの交通の流れということで、今後そういうことを含めて看板の計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

3回目、増田議員。

○8番（増田朝子君）

ぜひこのチャオシル、本当にせっかく新しくできた会館なので、市外から来られる方のためにもっと目立つように看板設置をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（田中政司君）

次に、19ページ、2項、林業費、2目、林業振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

19節、負担金、補助及び交付金でお尋ねします。

補助金の森林・山村多面的機能発揮対策交付金16万円が計上されておりますけれども、まず、こちらの分の詳細説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

事業の詳細説明ということでございます。この森林・山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、平成25年度から国の直接の交付金として始まっております。平成30年度が最終年度となっております。当初、100%国のほうから交付金を交付されておりましたけれども、昨年度から市町が4分の1を負担するという制度に変更されております。

そういう中で、平成25年からこの東吉田森林保全の会が市内の行政嘱託委員会等で募集した中で、唯一、もう一組織ございましたけれども、もう一組織はもうおやめになっておりますけれども、今現在やっておられるのは東吉田森林保全の会のみとなっております。

今回、6月の補正予算で計上をしていたしました。その後、先ほど申しますように、今年度が最終年度であるというところで、この事業が再度、地元の中で話をされて、今回、面積といたしましては4ヘクタール、また追加で整備をしたいという意向がございましたので、今回、増額の計上をしておるところであります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちらは平成25年より30年度まで国の補助金でされていらっしやって、4分の1が市町の負担になるということです。今回、4ヘクタールの作業場所を広げたいということでの補正になっていますけれども、この補助金自体は来年度からは市町のかかわり方としてはどうなるんですか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

先ほど御説明いたしますように、この事業は今年度で終了いたします。そういう中で、議員も御存じかと思えますけど、来年度から森林環境税を活用した事業も始まってくるかと思えます。使途として何に使うのかはまだ決まっておきませんので、それが可能であれば、こういう事業にも使っていけたらなというところであります。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出18ページから19ページまでの第6款、農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、歳出20ページから21ページの第8款、土木費について質疑を行います。

初めに、21ページ、4項、都市計画費、6目、嬉野温泉駅周辺整備費について質疑の通告がありましたので、本日欠席ですので、質疑を終わります。

これで歳出20ページから21ページまでの第8款、土木費についての質疑を終わります。

次に、歳出22ページの第9款、消防費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出23ページから25ページまで、第10款、教育費について質疑を行います。

23ページの1項、教育総務費、2目、事務局費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

23ページの教育費です。今回、特別支援教育支援員を、ここに14人と書いてありますのは、これまでが14人で、今回新たに1人ということですよ。そういうふうに理解してよかですよ。はい、わかりました。

それで、主要な説明書のほうに、児童が入学したために支援員を増員すると書いてありますけど、入学したのは4月だろうと思うんですけど、なぜ今回この時期に増員されたのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えいたします。

この学校にも1年生に3名ほど、そういう支援の必要なお子さんがいるだろうと、入学してくるだろうということがわかっておりまして、あらかじめ1名の支援員はつけておいたわけですが。ただ、5月の連休明けぐらいから、そのうちの1人の方が、常に1人そばについておいてあげないといけないというような状況が見られ始めまして、というのは、お友達を傷つけてしまう可能性がある、鉛筆でちょっと刺したりとか、溝に突き落としたりとかいう、いつ、どういうきっかけで、その子がそういうふうになるのかというのが非常にわかりにくい状態で、常に1人ついておってやらんぎ、お友達とか周りの人を傷つけてしまったらいけないのでということで、ほかの子どもたちにも支援が必要な子はいますので、どうしても手薄になってしまって、1人をお願いしたいということでしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

わかりました。最初は間に合うと思ったけど、状況が変わって、今回もう一人支援員が必要になったということですね。

それで、この支援員の方はどういう方というか、例えば、女性の方、男性の方、若い方とか、年配の方、いろんな方を採用されると思うんですけど、大体その辺の基準というか、どういう方が、一般の誰でもと言うと失礼ですけど、どういう選定をなされておられるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えします。

まず、特別支援教育支援員さんのお仕事というのが何をすることなんですけれども、学校生活の中で個別の支援が必要な子どもたちに寄り添って、学習や、その他の学校の生活の支援を行っているわけです。例えば、授業中であれば、先生の指示、先生の指示は学級全体に対して行われますけれども、それをそのお子さんたちには、今、先生はこがんことば言いんしゃったとよということを伝えてあげるとか、また、筆箱を出してとか、この教科書を出してとか、そういうことを一つ一つ教えてあげる。また、休み時間なんかは体操服を着がえさせてあげるとか、トイレが1人でできない子はトイレに連れて行ってあげるとか、そういう本当に身の回りのお世話ということなんです。

そういうお仕事ですので、勉強を教えるとか、そういうことはありませんので、特に基準

はありません。男女も関係ありませんし、年齢も関係はありません。子どもが好きですと、子どもたちのお世話をするのが好きですという方だったらどなたでも結構です。結果的には、男性は今のところ、うちの市はおりませんけど。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

最後のところのお答えですよね、男性の方がいらっしゃらないと。お世話というか、女性の方が大体多くおられるという認識はあるんですけど、逆に、小さい子どもたちですので、おじいちゃんとか、そういう経験豊かな方、そういう方も中にはいらっしゃっても、かえって子どもたちのためにいいのではないかなと思うんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えします。

一応これは募集をかけて応募していただいて、全員に試験を受けてもらって、面接をして、採用という形にしております。応募の段階でこの枠に男性の方が応募してくださったことが今までないので、全部女性なので、今、女性だけということになっております。もちろん応募して下さって結構ですし、適性があると認められたら当然採用になると思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ある程度のことはわかりましたけど、今回のこの事例は特別支援学級にいる子、それとも通常学級にいる子なのか。

それともう一つは、これはマンツーマンの支援が必要だとする基準というか、そういったものがあればお願いします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

まず、特別支援学級かどうかというお尋ねですけれども、このお子さんは特別支援学級在籍です。ただ、今、特別支援教育は、ほとんどの学校がそうですけれども、特別支援学級の中でずっと一日暮らすというのはほぼありません。大体、交流学級とか申しますけれども、

通常学級に入って生活をするのが普通です。そして、国語とか算数のときだけ特別支援学級に行って個別の指導を受けると、教科についてはですね、そういうパターンが普通になっております。

じゃ、特別支援学級の先生がその学級までついてくればいいじゃないかと思うんですけども、ほかの学年の子も特別支援学級には来ていますので、そっちのほうに特別支援の担任の先生がつくということで、通常学級にひとりぼっちになるということになってしまいます。そこで、特別支援教育支援員が必要ということになります。

今回、マンツーマンでしかいけないというのは、結局、先ほどもちょっと申しましたけれども、人に傷つける行為ですよ、または自分を傷つける場合もあるんですけども、非常にけがとか、場合によっては命の危険性も考えられるということで、マンツーマンの支援が必要というふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

先ほど前の質問のとき、対応する支援員の方というのは、子どもが好きであればどなたでもという話だったんですけど、これは特別そういう経験があるとか、また、教職員免許を持っているとか、そういったことは全く関係がないんですかね。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

議員御発言のとおり、経験とか資格とか、そういうのは特に必要ありません。ただ、この仕事というのは体力が結構要ります。子どもたちの相手というのは非常に体力が要ります。なので、学校現場からは動ける人、そういう人たちが望まれているというのが現状です。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ちなみになんですけど、特別支援を必要とする子どもたちは、登下校というのがございますよね、その場合は、支援員の方は登下校も一緒についてくるのかどうか、確認します。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えします。

登下校についてまで学校でお世話をするというのは非常に難しいです。このケースもそうなんですけれども、実際、今、登校のときに、市内に何人かいらっしゃいますけれども、保護者の方に付き添っていただいて学校まで来ているという状況でございます。

○議長（田中政司君）

次に、24ページ、3項、中学校費、1目、学校管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

15節、工事請負費、保健室の空調機取りかえ250万6,000円の分なんですけど、説明では嬉野中学校の保健室の空調機が23年たっての故障での交換ということでしたが、今回、250万円ほど補正に上げておられたので、明細をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

工事の明細について申し上げます。

室外機、室内機、それぞれ2台を予定いたしておまして、その費用が配管材料を含めまして税込みの166万円ほど予定いたしております。

また、このほかに工事費、または諸経費等を含めて、税込みで84万6,000円、以上が内訳でございます。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

もちろんこれは入札をされたのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

まだしていませんけれども、今から入札を行うという段階でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

今回、明細の内容のほうは何機ということの説明のとき、ちょっと私、聞き違いしとったかなんかわかりませんが、補正の計上額がちょっと大きく、1機にしては余りにも太過ぎるんじゃないかと思って今回質問をしたところでございます。2機ということで、入札の際はなるべく安いところに落としていただくように。

以上です。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

まず、川内議員のおっしゃるとおり、今、既設は1機でございます。ただ、今回2機にしましたのは、今まで1機だと故障したときのリスクが高過ぎると、大きいものを一度にかえなければいけないということで、今回はそれを2機に分けて発注をしたいと考えております。

あとは、落札についてはちょっとですね、ということで。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、25ページ、4項、社会教育費、5目、図書館費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

まず、1節、報酬についてお尋ねいたします。

今回、図書館の非常勤職員は4人、4人、嬉野と塩田にいらっしゃいますけど、塩田を1人減らして、嬉野のほうに1人ふえるということですね。どうしてこういうことが必要になったのか。その4人、4人いらっしゃるのに、別に動かさなくてもいいんじゃないかなという疑問がありましたので、お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

今回、塩田図書館の非常勤職員を嬉野図書館へ異動しまして、嬉野図書館の市の正規職員を1名、塩田図書館のほうへ異動しておりますので、人数的には変わらないと。ただ、職務上ちょっと違うんですが、人数は変わらないということでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

正規職員を1人、塩田図書館に動かしたと。嬉野は正規の人は誰もいらっしゃらないということですか。（発言する者あり）嬉野には2人いらっしゃって、今回、その1人をこちらに動かすからということですね。

どうしてこの時期にされたのか、この9月にですね。当初とか、もっと早い時期にそういう動きがされたんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか、その辺のところは。特別

意味はないんですかね。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

今まで嬉野図書館に正規職員が2名と任期つきが1名、3名在籍いたしております。塩田図書館には今まで市の職員が不在でしたので、ちょっとそれも何かと不都合な面が発生するのではないかとということで、7月の内部異動によりまして異動をしている次第でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

先ほど不都合があってはいけないということを部長がですね。何か不都合があったのか、なかったのか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

幸いにして今のところあっておりません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

続けて8節。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今回、読書活動推進講演会ということで3万5,000円、予算が計上されております。この事業の目的・効果のところを読みますと、昨年度、嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例が制定された。推進月間である10月に読書に関する市民の関心及び理解を深め、市民が積極的に読書活動に取り組む意識を高めるために取り組むを行うと。今回、読書条例が昨年制定されたので、その活動を行うということで、この内容がもう決まって、講演会の具体的な内容がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

今年度におきましては、10月13日土曜日に、文化センターにおきまして、佐賀女子短期大

学の白根先生をお招きして、講演会を行う予定であります。

内容といたしましては、第1部と第2部に分けて、第1部の最初の15分間を親子向け、幼児、低学年あたりとお父さん、お母さん方を対象とした、「絵本で感じる幸せな時間」というテーマで講演をいただく予定です。第2部につきましては、60分時間を設けて、大人向けに、「読書が育てる力」というテーマで講演をお願いする予定でございます。

なお、第2部の60分の間には、小さなお子様あたりは別室に移動していただきまして、ボランティア活動による絵本の読み聞かせ、また、図書館職員による工作教室等を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

昨年、私もこの条例制定にはかかわっておりまして、今回このように少しでも取り組んでいただくことをお礼申し上げますけど、1つ、やはり条例を制定しておりますので、その条例を、塩田、嬉野図書館がありますけど、図書館のほうにA4の小さいやつでもいいですけど、こういうのがありますということをしていただければ、もう少し一般の方にもそういう普及ができるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところをお願いしたいと思っておりますけど。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

まだ議決前ということで、どこまでうちのほうもPRをしていいかわからないという状況でございます。今、一応準備はいたしております。18日に議決をいただきましたら、早急にこういうPR、また、ホームページへのアップ等を考えております。

以上でございます。

こちらのほうには嬉野市読書活動推進月間講演会ということで上げておりますので、議員の皆様方にも全員この日に御出席をいただければと思っております。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

いや、今おっしゃったのは、そういう読書条例を制定されていますということですよ。条例自体を書いてあるんですか。（「いいえ」と呼ぶ者あり）書いてないでしょう。（「はい。推進月間ということは書いています」と呼ぶ者あり）月間ということは書いてあつですよ。その条例自体をA4かなんかの小さいのもいい、ちょっと色のついたやつでも結

構です。そんなお金をかけてということじゃないんです。もうかけなくて、自分たちでできるような感じで、その条例自体を、こういうのがありますよということをご希望しているんです。そういうことです。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

昨年も10月にはA4版で読書推進月間ということで掲げておりましたので、ことしもまたしようかと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）通年ということですね。（「条例文ばて」と呼ぶ者あり）はい。また改めまして掲示をしたいと思っております。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出23ページから25ページまで、第10款、教育費についての質疑を終わります。

次に、歳出26ページから27ページまでの第11款、災害復旧費について質疑を行います。

初めに、26ページ、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口政人議員。

○13番（山口政人君）

災害復旧に向けて、職員の方は本当に大変だなというふうに思います。この農災についての90カ所なんですけど、これは確定じゃないんですよ。災害復旧というのは、3年間の工事でやっているというふうに思いますけど、今回の農災についての工事は何年間で施行されるのか、それをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

災害復旧につきまして、何年間で工事をするのかという御質問ですけれども、議員おっしゃるように、平成2年災とかは、ことしよりもっと甚大な被害がございました。その場合は、国の指定があれば3年間で復旧をするということになっておりますけれども、今回、当市ぐらいの規模であれば単年度ということになっておりますので、基本的には今年度中に完工を目指したいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

このぐらいの金だから単年度でというようなことでありますけど、やはり職員の対応、そ

れから、施工業者の対応、これは大丈夫なんですか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

御質問の、その規模に対して職員の数、あるいは業者の数ということでございますけど、7月にこの災害が起きました、その後、3名の増員をしていただいております。鋭意、今現在、毎日、その被災された農業者の方に復旧をするのか、まだ意向調査をやっているところもございます。そういう中で、11月ごろ査定がございますので、その後、発注となりますけれども、何とか今の人員で頑張ってみたいとは思っておるところでございます。

業者につきましては、基本は市内業者が通常でありますけれども、そこら辺につきましては、数は今回90カ所として上げておりますけど、今後、実際が何カ所になるのか、ちょっとまだわかりませんが、指名委員会等も行っていただきまして、それで市外業者まで入れるのか、そこら辺は決定をしていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

とにかくこの災害復旧の対応というのは、非常に大変だというふうに私は思っております。

そこで、職員の体調管理については、やはり課長、市長にしても一緒ですけど、職員の体調管理については十分な配慮をお願いしたいというふうに思いますけど。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

職員の体調への十分な配慮ということでございます。今は幸いにして、あの酷暑から脱して、今度はまた朝晩はちょっと冷え込むような季節の変わり目でございます。そういった意味では、体調面の留意、それから、猛暑ではなくなりましたので、そういった意味では、ばてるということはないようにはなってきたのかなと、過ごしやすい気候になってきたのかなとは思いますが、気を抜かずにそういった面も担当の課長もしっかり労務管理を、総務課ももちろんですけども、したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

ただいま市長が申されましたように、日々、現在も超過勤務をしている状況でございますので、体調管理には十分気をつけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで歳出26ページから27ページまでの第11款、災害復旧費についての質疑を終わります。

これで15ページから27ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第78号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を終わります。

次に、議案第79号 平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では9月14日も議案質疑の予定でございましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、14日は休会にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中政司君）

異議なしと認めます。したがって、9月14日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時19分 散会